

木城町告示第23号

令和6年第3回木城町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和6年4月8日

木城町長 半渡 英俊

- 1 期 日 令和6年4月9日（火）午前9時
 - 2 場 所 木城町議会議場
-

○開会日に応招した議員

矢野 哲也君	荒川 浩君
久保富士子君	桑原 勝広君
眞鍋 博君	中武 良雄君
後藤 和実君	中竹 義一君
甲斐 政治君	

○応招しなかった議員

令和6年 第3回(臨時)木城町議会会議録(第1日)

令和6年4月9日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和6年4月9日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第28号 専決処分の承認を求めるについて(木城町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 議案第29号 専決処分の承認を求めるについて(木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 議案第30号 専決処分の承認を求めるについて(令和5年度木城町一般会計補正予算 第10号)
- 日程第6 議案第31号 専決処分の承認を求めるについて(令和5年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 第6号)
- 日程第7 議案第32号 専決処分の承認を求めるについて(令和5年度木城町介護保険特別会計補正予算 第6号)
- 日程第8 議案第33号 令和6年度木城町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第9 委員会付託の省略
- 日程第10 議案に対する質疑

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第28号 専決処分の承認を求めるについて(木城町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 議案第29号 専決処分の承認を求めるについて(木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 議案第30号 専決処分の承認を求めるについて(令和5年度木城町一般会計補正予算 第10号)
- 日程第6 議案第31号 専決処分の承認を求めるについて(令和5年度木城町国民健康保険事

業特別会計補正予算 第6号)

日程第7 議案第32号 専決処分の承認を求めるについて(令和5年度木城町介護保険特別会計補正予算 第6号)

日程第8 議案第33号 令和6年度木城町一般会計補正予算(第1号)

日程第9 委員会付託の省略

日程第10 議案に対する質疑

出席議員(9名)

1番 矢野 哲也君	2番 荒川 浩君
3番 久保富士子君	5番 桑原 勝広君
6番 眞鍋 博君	7番 中武 良雄君
9番 後藤 和実君	10番 中竹 義一君
11番 甲斐 政治君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 三隅 秀俊君	議事調査係長 廣瀬 孝一君
書記 日高 真衣君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	萩原 一也君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	小野 浩司君
会計管理者	長友 三保君	地域政策課長	壺岐 和寿君
環境整備課長	長友 渉君	教育課長	谷岡 潔君
税務課長	平野 大輔君	福祉保健課長	西田 誠司君
町民課長	黒木 宏樹君	産業振興課長	藤井 学君

午前9時00分開会

○事務局長(三隅 秀俊君) 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。スマートフォンまたは携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（甲斐 政治） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は9名です。

ただいまから、令和6年第3回木城町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

令和6年第3回木城町議会臨時会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、本日開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 政治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、中竹義一君、1番、矢野哲也君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（甲斐 政治） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日4月9日の1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日4月9日の1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第28号

日程第4. 議案第29号

日程第5. 議案第30号

日程第6. 議案第31号

日程第7. 議案第32号

日程第8. 議案第33号

○議長（甲斐 政治） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第3議案第28号から日程第8議案第33号に至る議案については、朗読

は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 令和6年第3回木城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用の中にご出席をいただき、ご審議賜りますことを厚くお礼を申し上げます。

それでは、ただいま上程いただきました議案第28号から議案第33号に至る6議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第28号。議案第28号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、木城町税条例の一部を改正する条例であります。

地方税法等の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月30日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第29号。議案第29号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

地方税法施行令の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月30日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第30号。議案第30号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、令和5年度木城町一般会計補正予算（第10号）であります。

議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

補正予算（第10号）は、令和5年度予算の執行状況における予算の調整等を実施するため、予算の総額から歳入歳出それぞれ720万円を減額し、予算の総額をそれぞれ68億2,695万4,000円にするものであります。

歳入の主なものは、地方交付税増額2,185万4,000円、寄付金減額1,000万円、国庫支出金減額736万4,000円、地方消費税交付金減額678万8,000円、県支出金減額451万9,000円等であります。

歳出の主なものは、消防費増額4,248万3,000円、総務費増額4,127万1,000円、民生費減額5,961万8,000円、教育費減額3,654万2,000円、衛生費減額1,117万円等であります。

次に、議案第31号。議案第31号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、令和5年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）であります。

議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

補正予算（第6号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ3,693万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ6億6,575万8,000円にするものであります。

歳入は、県出金減額3,117万2,000円、繰入金減額515万6,000円、国庫支出金減額9,000円であります。

歳出は、諸支出金増額8万1,000円、保険給付費減額3,100万円、予備費減額601万8,000円であります。

次に、議案第32号。議案第32号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、令和5年度木城町介護保険特別会計補正予算（第6号）であります。

議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

補正予算（第6号）は、保険事業勘定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ207万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7億6,066万1,000円にするものであります。

歳入は、国庫支出金増額207万9,000円であります。

歳出は、保険給付費増額207万9,000円であります。

最後に、議案第33号。議案第33号は、令和6年度木城町一般会計補正予算（第1号）であります。

補正予算（第1号）は、歳出を組み替え、議会費増額150万円、予備費減額150万円にするもので、予算の総額に変更はありません。

なお、この費用は宮崎県自治紛争処理委員会における弁明書作成等に伴う弁護士委任を行うためのものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして承認及び可決をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（甲斐 政治） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第9. 委員会付託の省略

○議長（甲斐 政治） 日程第9、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第28号から議案第33号に至る議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号から議案第33号に至る議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第10. 議案に対する質疑

○議長（甲斐 政治） 日程第10、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第28号から議案第33号に至る議案の、一議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

議案第28号専決処分の承認を求めるについて（木城町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案第28号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第28号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第29号専決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案第29号に対する質疑はありませんか。7番、中武良雄君。

○議員（7番 中武 良雄君） はい、7番です。多分、これは国民健康保険条例ですけども、値

上げの件だと思いますけども、これ、具体的にちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（甲斐 政治） 税務課長。

○税務課長（平野 大輔君） 木城町国民健康保険税条例、今回の一部改正の中身についてでございますが、国保税の課税限度額の引上げ、これは後期高齢者支援金分の限度額のほうが、22万円から24万円に引上げということで、基礎課税分、支援金分、それから介護分合計で、106万円の限度額となるものが1つ、それから所得水準の全体的な上昇の影響により、国保で軽減の対象となる世帯の範囲が縮小しないように、軽減判定所得の算定における措置を行うというものが、大きな点でございます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 以上で本案に対する質疑を終わります。

これより、議案第29号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定されました。

次に、議案第30号専決処分の承認を求めるについて（令和5年度木城町一般会計補正予算第10号）を議題といたします。

議案第30号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第30号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定されました。

次に、議案第31号専決処分の承認を求めるについて（令和5年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算第6号）を議題といたします。

議案第31号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第31号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定されました。

次に、議案第32号専決処分の承認を求めるについて（令和5年度木城町介護保険特別会計補正予算第6号）を議題といたします。

議案第32号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第32号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定されました。

次に、議案第33号令和6年度木城町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第33号に対する質疑はありませんか。3番、久保富士子君。

○議員（3番 久保富士子君） この議会費、委託料、先ほど町長も説明をされましたけど、この予算に関わる案件、これは木城町議会議場における、12月、陳謝処分及び出席停止処分に関わる審決申請事件の、弁護士委任費用の予算確保ということで、町長に予算を確保していただくために、4月4日、急遽全員協議会を開催して、全員の賛否を問うて、私以外が賛成ということで、町長へお願いに行ったというような経緯があると思います。

手っ取り早くいえば、久保が代理人弁護士を立てたから、自分たちも弁護人を立てないといけないというような感じの、私は予算だと思っております。

町長は、この高レベル放射線廃棄物、いわゆる原発の核のごみ、これに対しては、私が再三質問しておりますけど、持ち込まないという判断ですが、今回の予算に関しては、どのような判断をされて予算を立て出されたのかなと思います。

まず、議員3人、当時は5名がNUMOから全額旅費を負担してもらって、青森県六ヶ所村及び北海道の幌延町へ視察の研修、この報告を議会だよりでされましたけど、この報告を見た住民の方々から、ごみは木城町へ持ってくるのかとか、場所はどこなのかとか、なぜ旅費を全額負担してもらってまで、六ヶ所及び幌延町へ視察に行く必要があったのかなど、たくさんの意見や苦情が、私のほうに町民の方からいただきました。

そのような住民の要望があり、私は9月定例議会において、一般質問をする予定でした。ところが、残念ながら議長から一般質問を不許可ということで、質問をさせていただきませんでした。私は議長には一般質問を止める権限はないと思っております。

その後この件に関して、住民を代表して、町長に対して12月議会、3月議会、2回ほど質問を行いました。町長は、私が再三質問をしましたけど、丁寧にお答えをさせていただきました。

○議長（甲斐 政治） ちょっといいですか。

○議員（3番 久保富士子君） はい。

○議長（甲斐 政治） 久保富士子議員、一般会計補正予算についての端的な質問にお願いいたします。

○議員（3番 久保富士子君） すいません、議長、この質問ですよね。このことに対して、この予算に対して私は質問をしているんですけど、表現の自由というのが、私たちにはあると思うんですよね。それを差し止めるというのは、おかしいことじゃないんですかね。

○議長（甲斐 政治） 表現の自由は認めますが。

○議員（3番 久保富士子君） 憲法の21条、51条、これを見ていただければ、分かっているのであれば、私は止める権利はないと思うんですけど。

○議長（甲斐 政治） 一般質問とは違いますので。

○議員（3番 久保富士子君） じゃ、分かりました。簡潔に言います。

どのような判断をされたのかということと、今回、議会が出してきた陳謝文の中で、議会の品位を重んじて活動してまいりますと書いてありましたが、この品位とは何でしょうか。

それと、本来なら私に処分を科した方々が、自らお金を出して反論すべきではないかなど、私は思います。町の予算を出す根拠、これに欠けると考えますが、どうでしょうか。理不尽なことをしておいて、後始末は町民の税金となると、町民の方は、私はこれを知ったら怒ると思います。

税金支出の根拠、どこのどの部分をもって町が弁護士費用を出すのか、これを決定したのか、そこを私は知りたいと思います。

住民は、高レベル放射線廃棄物の問題については、注視をしております。そういう状況で、弁護士費用を町が肩代わりするという行為は、住民に対して反目する行為だと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（甲斐 政治） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 誤解がないように、しっかりと事実は事実として質疑を行っていただきたいと思うのが、まず第一点であります。

その上で、いわゆる今回の費用は、さっきおっしゃったように、木城町議会議場における陳謝処分及び出席停止処分に係る審決申請を、議員が出された。それに対しての費用を今回上げたわけであります。

それは、個人ではなくて木城町議会に対して、審決の申請を出されたので、それは木城町議会として対応しなくてはいけない。そのためには、弁明書を出さなくちゃいけませんので、それについてはしっかりと弁護士を立てて行うということになります。その費用であります。

それについて、税金を拠出するのは何ら違法ではありません。もし久保議員が税金を出して違法だと言うんだったら、個人を訴えて、訴えられたのに町が出すということだったら、そうなるでしょう。でも、あなたは木城町議会に対して出されたので、木城町議会として、町としてもしっかりと議会費で出す、予算措置をしたということになります。

なお、この後再審査、それから、また再弁明書出すというやり取りして、最終的には裁判で行きましょうとなったときには、改めて私たちの考えとしては、総務費で組ませていただいて、しっかりと争っていくということになるだろうと思っています。

ですから、町からお金を出すことについては、いささかも間違いではありませんので、誤解がないようにお願いします。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑ありませんか。3番、久保富士子君。

○議員（3番 久保富士子君） 今の町長の説明は、十分私も分かっております。

しかし、私は懲罰動議を科せられました。それで私は、なぜ自分がそのような懲罰を受けるようになったのかということが、あの懲罰動議では全然分からなかったんですね。分からないから、意味が分からなかったから、弁護士の方に相談をして、意見をお伺いしました。私はそれは科されたほうだから、弁護士さんをお願いして、代理の弁護士さん、代理人弁護士を立ててやっているわけですけど、でも懲罰動議を出された方たちは、なぜ私にそういう懲罰を科したかということは、説明だって経緯だって十分できると思うんですよね。なぜ、それなのにわざわざ、この150万という町民の、私の税金も入っていますよ。それを出してまで、私はやる必要があるのかなと、私はそこが不思議でたまりません。町民にどのような説明責任をされるのかお伺いします。

○議長（甲斐 政治） 町長。

○町長（半渡 英俊君） しっかりと理解をしていただきたいと思うんですが、議会は木城町議会でいますと10人議員さんがいます。1人欠であります、通常10名です。10名がそれぞれに議員活動をされる、それは何ら問題ありません。ただ、意思決定をする場合には、木城町議会という合議体、合議制になっています。それで出された部分であります。

今回の紛争につきましては、いわゆるそれを不服として、宮崎県自治紛争処理委員に審決を申請をされたということでもありますので、木城町議会としては合議体でありますので、それはどうかということ、弁明書を今度出すということでもあります。

だから、何ら私は問題がないというふうに理解しています。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 3番、久保富士子君。

○議員（3番 久保富士子君） 一応質疑3回ということで、これまでですけど、議会として相談して、費用を出されるのであれば、じゃ、私の弁護士費用も出していただけるんでしょうかね。

いや、まだ終わっていません、すいません。私が出してくださいと言ったら、どうなんですかね、相手方に出してあげると、私はこれはフェアじゃないと思うんですよね。

いや、すいません、まだ私質問の時間ですけど。平等性を持ってやるんだったら、やっぱり日本国憲法でも、地方自治法でも、平等性を言っております。平等性を持って言うのであれば、私の費用も出していただきたいなど、150万円私も出していただきたいなど、そういう気持ちです。また、町民にこれをどんなふうに説明されるのか、説明ができるのか、お尋ねいたします。

以上で終わります。

○議長（甲斐 政治） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほどから言っていますように、いわゆる久保議員は、個人に対して言っているわけじゃないんですよね。個人だったら、お互いに個人がお金を出して、それは弁護士

立ててもいいでしょう。1人でも2人でも出していいでしょう。

ただ、今回は久保議員は、合議体である木城町議会に対して、いわゆる審決申請をされたので、木城町議会はお金を使っても何ら問題ない。あなたが木城町議会の合意として求めるんだったら、そういうことはないと思いますが、そういうのはあり得ないから。その場合はあるでしょうが、今回はあくまでもあなたが起こしたことで、それは合議体である木城町議会に出したので、町としても議会としても、何ら公金を支出することには問題ないと、そういうことです。

以上です。

○議員（3番 久保富士子君） 3回ですけど、もう一回、いいですか。

○議長（甲斐 政治） 認めます。

○議員（3番 久保富士子君） 今、町長が言われたことは、十分分かっています。もう制度上はこれはどうしようもない。

私は議員さんたちのほうを訴えるというか、という形でやる方向で、行ってまいりました。しかし、制度上はこれどうしようもないんですよ。だから、木城町議会のほうでなくて、執行部のほうにこういうお金を出していただくという形になっているんですけど、でも、私はこの150万というのは、どう考えても町民が納得するのかなって。

あなたが起こしたことでしょって言われたけど、私は自分が懲罰動議を受けるような発言をした覚えはありませんし、また、弁護士にも相談しましたが、弁護士もこういう懲罰動議が出るような行動は起こしていませんよねというような話もいただきました。だから、私としては、できればもうこのお金は議員さんたちに負担してもらって、それが私は一番フェアじゃないのかなと思いますけど。

以上で終わります。

○議長（甲斐 政治） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 私たちはあくまでも制度、ルールにのっとって仕事をしていますので、それはご理解いただきたいと思います。

それから、今審決申請をされていますので、合議体である木城町議会としては、それは議長名で来ていますので、議長名でしっかりと木城町議会という名前で弁明書を送ると。それでも不服であれば、いわゆる反論書を出されるわけですよ。で、私たちはまたそれでもいけないと言うのであれば、また再弁明書を出すという形になっていくというふうに、私は思っていますので、それについては、しっかりとルールにのっとって、私は粛々とやるということでもあります。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 以上で、法案に対する質疑を終わります。

これより、議案第33号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（甲斐 政治） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、令和6年第3回木城町議会臨時会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。

第3回木城町議会臨時会における議案のご審議、誠にありがとうございました。

今議会上程の6議案、全て原案のとおり、承認及び可決をいただきました。お礼を申し上げます。

ご承知のように、町制施行50周年を節目として、地域再生と次の50年に向けて、希望と未来ある種をまくという思いで、小さくてもきらりと光るまちづくりに向けて、全力で取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げまして、お礼とさせていただきます。

改めまして、4月臨時会ありがとうございました。

○議長（甲斐 政治） 議員の皆様は、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（三隅 秀俊君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前9時32分閉会
